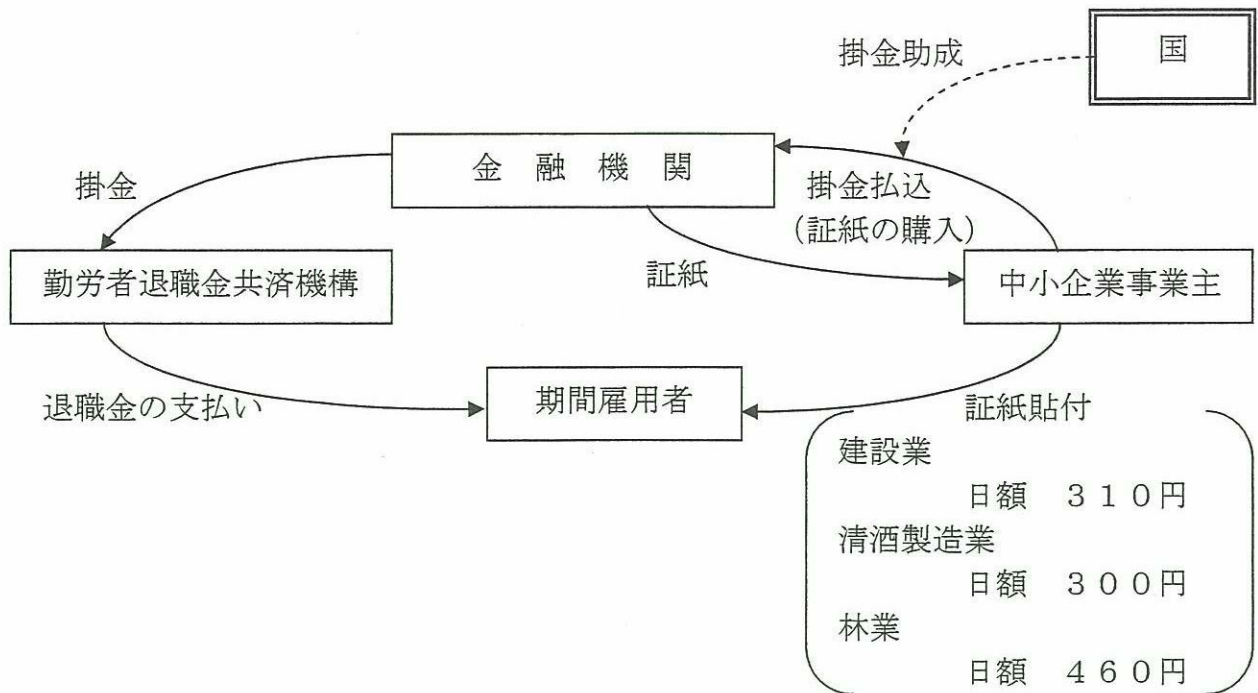


4. 特定業種退職金共済制度の仕組み



【制度の特色】

- ① 税制上の優遇
 - ・ 掛金は税法上損金又は必要経費扱い。
 - ・ 退職金を受け取る場合には退職所得控除。
- ② 掛金助成制度
 - ・ 新規加入の場合、原則として、1年間の1/3を助成。
- ③ 共済証紙の共済手帳への貼付

期間労働者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じて共済証紙を貼付し、当該労働者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接労働者に退職金が支給される。

※ 特定業種退職金共済制度の予定運用利回り

- ・ 建設業 2.7%
- ・ 清酒製造業 2.3%
- ・ 林業 0.7%